

社会福祉法人 盛幸会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人盛幸会（以下「当法人」という。）の定款第9条及び第23条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」という。）の報酬等について定めることを目的とする。

(理事長の報酬)

第2条 理事長の報酬については、月額 800,000 円とする。但し、法令に定める控除すべき金額を控除して支給する。

(報酬等の支給)

第3条

- 1 常勤役員（常勤役員とは、当法人を主たる勤務場所として常時勤務する者をいう。）については、役員報酬等は支給しない。
- 2 非常勤役員等については、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。
- 3 当法人の理事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が 100,000 円を超えない範囲とする。ただし、退職手当を除く。
- 4 当法人の監事に対する報酬等の支給額は、各年度の総額が 200,000 円を超えない範囲とする。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表1に定める額
 - (2) 非常勤役員等が職務のために出張をしたときは、旅費規程に基づき、旅費（交通費、宿泊料）を支給する。
- 2 理事会及び評議員会等の会議に出席した場合の交通費については、職員旅費規程に基づき、実費相当額を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼務し、職員給与を支給している役員に対しては、本規程に基づく役員報酬等は支給しないものとする。

(支給の方法)

第6条 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に出席した都度、支給する。

- 2 理事長に対する報酬の支払時期は、毎月末日とする。ただし、その日が土曜日及び休日に当たるときは、翌営業日に支払うものとする。
- 3 報酬等の支払いは、現金支給又は銀行振り込みとする。
- 4 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(端数の処理)

第7条 この規程により、計算金額に1円未満の端数が生じたときには、次のとおり端数処理を行う。

- (1) 50銭未満の端数については、これを切り捨てる。
- (2) 50銭以上1円未満の端数については、これを1円に切り上げる。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補足)

第9条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の承認を経て、別に定めるものとする。

附 則

この規程は、令和7年1月15日から施行する。

別表 1

非常勤役員等の報酬（第 4 条関係）

（1）評議員

職務	日額
評議員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

（2）理事

職務	日額
理事会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

（3）監事

職務	日額
監事監査等への出席	50,000 円
理事会、評議員会等会議への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円

（4）評議員選任・解任委員

職務	日額
評議員選任・解任委員会への出席	5,000 円
上記の他、法人及び施設業務のための出勤	5,000 円